

■ 下水道等使用料について ■

下水道等施設は、昼夜連続して常にみなさんの快適な暮らしをささえるために働き続けています。下水道使用料は、これらの施設を点検・維持管理し、十分な機能を発揮させるために使われます。

みなさんの大切な財産である下水道をいつまでも大切に守っていくためにも、ご理解とご協力をお願いします。

■下水道等使用料■

項目	1 か月		2 か月	
	排水量	金額	排水量	金額
基本料	10 m ³ まで	900円	20 m ³ まで	1,800円
超過料	10 m ³ を超え30 m ³ まで	90円	20 m ³ を超え60 m ³ まで	90円
1 m ³ 当り	30 m ³ を超え50 m ³ まで	100円	60 m ³ を超え100 m ³ まで	100円
	50 m ³ を超え100 m ³ まで	120円	100 m ³ を超え200 m ³ まで	120円
	100 m ³ を超え300 m ³ まで	140円	200 m ³ を超え600 m ³ まで	140円
	300 m ³ を超えるもの	170円	600 m ³ を超えるもの	170円

※上記の表には、消費税相当額は含まれておりません。

■使用料計算方法■

使用水量に応じて上記使用料表により
2か月毎に計算します。

$$\text{下水道等使用料} = (\text{基本料} + \text{超過料}) \times 110 / 100$$

※使用料計算例（2か月の排水量が71 m³の場合）

基本料	⇒	20 m ³ まで	=	1,800円
超過料	⇒	20 m ³ を超え 60 m ³ まで (40 m ³ × 90円)	=	3,600円
		60 m ³ を超え100 m ³ まで (11 m ³ × 100円)	=	1,100円
		計	=	6,500円
		(消費税相当額計算) 6,500円 × 110 / 100	=	7,150円

■使用水別の算定方法■（2か月分）

(1) 水道水のみ使用の場合 ⇒ 水道水使用水量

(2) 井戸水使用の場合

- ①家庭用 ⇒ 20 m³ + (世帯人数 - 1) × 8 m³
- ②家庭用以外 ⇒ 計量装置等により排水量を認定

(3) 水道水と井戸水を併用する場合

- ①家庭用 ⇒ 水道水使用水量 + 上記の(2)①で算定した水量の1/2
- ②家庭用以外 ⇒ 水道水使用水量 + 上記の(2)②で算定した水量

■ 下水道等使用料早見表:消費税相当額込[2カ月分] ■

汚水量 ^{m³}	下水道等使用料(円)	36	3,564	56	5,544	76	7,700	96	9,900
		37	3,663	57	5,643	77	7,810	97	10,010
0~20	基本料 1,980	38	3,762	58	5,742	78	7,920	98	10,120
		39	3,861	59	5,841	79	8,030	99	10,230
		40	3,960	60	5,940	80	8,140	100	10,340
21	2,079	41	4,059	61	6,050	81	8,250	101	10,472
22	2,178	42	4,158	62	6,160	82	8,360	102	10,604
23	2,277	43	4,257	63	6,270	83	8,470	103	10,736
24	2,376	44	4,356	64	6,380	84	8,580	104	10,868
25	2,475	45	4,455	65	6,490	85	8,690	105	11,000
26	2,574	46	4,554	66	6,600	86	8,800	106	11,132
27	2,673	47	4,653	67	6,710	87	8,910	107	11,264
28	2,772	48	4,752	68	6,820	88	9,020	108	11,396
29	2,871	49	4,851	69	6,930	89	9,130	109	11,528
30	2,970	50	4,950	70	7,040	90	9,240	110	11,660
31	3,069	51	5,049	71	7,150	91	9,350	111 m ³ 以上の場合は、表面の使用料計算方法により計算してください。	
32	3,168	52	5,148	72	7,260	92	9,460		
33	3,267	53	5,247	73	7,370	93	9,570		
34	3,366	54	5,346	74	7,480	94	9,680		
35	3,465	55	5,445	75	7,590	95	9,790		

■使用料の支払い方法■

水道水のみ使用の方および水道水と井戸水併用の方は、愛知中部水道企業団が発行します水道料金の納付書に下水道等使用料が記載されておりますので、水道料金と一緒に納めていただけます。

井戸水のみ使用の方も、愛知中部水道企業団から発行されます納付書により納めていただけます。

いずれの場合も口座振替ができますので、便利な口座振替をぜひご利用ください。

※口座振替の依頼書（水道料金）は金融機関に備えてあります。

現在納付書の方が、口座振替に変更されますと自動的に下水道等使用料も口座振替になります。

なお、口座振替による口座番号の指定は、水道料金、下水道等使用料を別々にすることはできません。

下水道等使用料についてのおたずねは
みよし市役所 下水道課 まで
☎(0561)32-8022(直通)